### 説明書

### (不誠実対応-33)

悠生君が見つかった時、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は、自己都合で吹田警察署に来るとの遺族との約束を反故にした。事故を起こした従業員は、この宇津雅美の自己都合とは直接関係ない。しかし当該従業員も吹田警察署には来なかった。宇津雅美の自己都合は、当該従業員が吹田警察署に来ることも阻害したと遺族は考え(不誠実対応③)の内容を確認するため、当該従業員に質問をし確証を得た。

## (音声ファイル-33) [0:00:00]⇒[0:01:54]

# [0:00:00] 悠生君の父親(清水悠路)

え~警察署で。悠生君が見つかった時、昼間 3 時の話では●●さんと来て欲しいって言う話を(宇津雅美と)していたのですが、●●さんは、その話を知っていました?

16日に、16日、悠生君が見つかったとき、警察署に来て欲しい。

宇津雅美さんと●●さんが(警察署に)来て欲しい。こちらは言ったのです。

●●さんは、その情報は来ていましたか?

と言うのは、●●さんは、悠生君が見つかった時に警察署に来て欲しいって家族が希望している事を知っていたどうかと、知っていて行かなかったのか、それとも行こうと思ったけど行く術がなかったか。そこが知りたいなと思うのです。

[0:00:55] 事故を起こした当該従業員

はい。え~と。その16日に悠生さんが見つかって、そこからどの時間に警察に来て欲しいか…、お母さんのご要望です。

[0:01:11] 悠生君の父親(清水悠路)

と言うのは、知っていました?

[0:01:13] 悠生君の母親(清水亜佳里)

電話をかけた時です。遺体があがって、会いに来てくださいって言ったのです。

[0:01:18] 悠生君の父親(清水悠路)

だから、え~と。3時くらい、15時くらいです。

15 時くらいに宇津雅美さんに電話させて貰って、●●さんと、宇津雅美さんが警察署に来てねって、お願いしたのだけれども、その情報を持っていたかどうかってことです。

[0:01:35] 事故を起こした当該従業員

持っていた。それは、あの宇津雅美さんからお話は、

[0:01:39] 悠生君の父親(清水悠路)

聞きました?

[0:01:40] 事故を起こした当該従業員

はい

[0:01:41] 悠生君の父親(清水悠路)

じゃ~その後、自分としては行こうと思っていた?

[0:01:44] 事故を起こした当該従業員

そうですね。私は、はい。

[0:01:49] 悠生君の父親(清水悠路)

手段がないって言うのと、いつの間にか行けなくなっちゃったって感じですか?

[0:01:52] 事故を起こした当該従業員

そうですね。

# \*上記会話の問題点

いままで悠生君が見つかった時に、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が警察署に来なかった理由を数多く説明している。

しかしながら、「不誠実対応®」にも記載している通り、全ての理由が宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)にのみ関わる内容であり、事故を起こした従業員には直接関係ない内容である。

一方悠生君の両親は、悠生君が見つかった時、宇津雅美と事故を起こした当該従業員に吹 田警察署に来て欲しいと宇津雅美に伝えていた。

従って、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)は自己都合のみで、当該従業員が吹田警察署に来ることも邪魔した可能性があったため、悠生君の父親(清水悠路)が事故を起こした従業員に状況を確認した。

この確認に対する当該従業員の返答は、15 時に段階で、「宇津雅美から家族が当該従業員も吹田警察署に来て欲しいと望んでいる事を聞いていた。」、「行く時間が解らず、行く手段もなく、吹田警察署には行けなかった。」、「しかし行くつもりではいた。」との事であった。

結局、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)は自己都合のみで、当該従業員が吹田警察署に 来ることも叶わなくしてしまったのだと遺族は考えている。